

芝地区総合支所区民課

議案第95号 港区印鑑条例の一部を改正する条例について

港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年港区条例第24号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録証の提示を要せず取得できるようにするため、港区印鑑条例（昭和50年港区条例第14号）の一部を次のとおり改正します。

1 改正内容

区は印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付することとしていますが、電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の申請を行う場合は、印鑑登録証の提示を要しないことについて、規定を整備します。

2 背景及び改正理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と区民にとってより便利な行政手続等の両立を実現するため、行政手続きのオンライン化を促進することから、各種証明書を電子申請により取得することを可能とするものです。

3 施行期日

区規則で定める日